

請求人

益田市〇〇〇〇
〇 〇 〇 〇 様

益田市監査委員 木村 浩二
益田市監査委員 弘中 英樹

住民監査請求について（通知）

平成25年7月26日付で提出されました、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、要件審査の結果、監査委員の合議により下記のとおり却下が相当と決定しましたので、通知いたします。

記

1 請求の主旨（原文のまま）

益田市議会議員「〇〇〇〇」は、平成24年8月から平成25年7月の間、益田市発注の公共工事の受注に関与したことは地方自治法92条の2に規定されている議員の兼職禁止に該当するもので違法である。よって、市議会および市監査委員会の議員辞職勧告と議員の罷免を求める。

2 要件審査の結果

本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の実質的要件を具備していないものと認め、却下します。

3 却下理由

本件請求は、監査委員に対し、特定の市議会議員に係る法第92条の2への抵触の有無に係る監査並びに当該議員に対する辞職の勧告及び罷免を求める措置を請求するものと解するものである。

これに対し、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる行為の主体は、普通地方公共団体の執行機関（長、委員会、委員）及び普通地方公共団体の職員に限定されており、議会の議員はこれに該当しない。

よって、本件請求は、住民監査請求に係る実質的な要件（監査対象者の特定）を具備していないものと判断する。

なお、監査委員の職務権限については、法 199 条に規定されているとおりであり、議会の議員の辞職勧告及び罷免を求める権限を有しておりませんので申し添えます。

4 教示

<住民訴訟>

監査委員の監査結果に対し不服があるときは、法第 242 条の 2 の規定により、本通知により決定があったことを知った日から起算して 30 日以内に、益田市を管轄する地方裁判所に対し、訴訟を提起することができます。